ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2015 年 4 月

DATA PROTECTION/PRIVACY LEGAL UPDATE

CONTENTS

1 「マイナンバー法」の概要
2 民間の事業者における実務対応の概要
3 個人番号を利用する業務の整理
4 本人確認を行う体制の整備
5 安全管理措置
6 個人情報保護法への対応
7 その他の留意点－意図しない個人番号の取得・保管・提供の防止
8 結び

マイナンバー法制度への実務対応

1 「マイナンバー法」の概要

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「マイナンバー法」)及び関連 3 法が国会で成立し、同月 31 日に公布されました。

マイナンバー制度は平成 28 年 1 月から運用が開始されますが、それに先立って、平成 27 年 10 月 5 日に上記法律が施行され、国民に対する個人番号の通知が始まります。また、事業者は、施行日以降、従業員等から個人番号を取得し保管することが可能とされています。事業者は、遅くとも平成 27 年末までには、個人番号を取得し、それを管理するための体制を整備することが必要となります。

マイナンバー法に関しては、同法により創設された「特定個人情報保護委員会」により、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」をはじめとしたガイドラインが公表されており、個人番号を保有する事業者が講ずべき種々の措置が定められています。

以下では、事業者が講ずべき措置の概要について説明します。

2 民間の事業者における実務対応の概要

マイナンバー制度の下では、民間の事業者が、給与所得や配当所得の支払調書・源泉徴収票、扶養控除等申告書、社会保険・厚生年金保険の各種届出書類などを提出する際に、それらの書類に個人番号を記載することが求められます。

従業員及びその扶養親族(「従業員等」)の個人番号を事業者が取り扱う場面を想定した場合、マイナンバー制度に対応するために事業者が準備しておくことが必要とされる事項は、主に次の 4 つです。

(1)個人番号を利用する業務を洗い出し、業務フローを策定・確認すること

© Anderson Mori & Tomotsune

（2）個人番号取得時に本人確認を適切に行うための体制を整備すること
（3）取得した個人番号を適切に取り扱うための安全管理措置を整備すること
（4）個人情報保護法への対応（利用目的の特定・明示など）

3 個人番号を利用する業務の整理

（1）個人番号を利用する業務の洗い出し

まず、個人番号を利用する業務の洗い出しが必要になります。具体的には、平成 28 年 1 月以降、事業者が税務署、健康保険組合、年金事務所等に提出する書類の様式が変更され、個人番号の記載が求められることになりますので、事業者が現在提出している書類の中で様式の変更を受けるものを整理しておくことが必要です。

また、法令上は従業員が書類の提出者とされているものであっても、事実上事業者が書類を準備しているケースもあります。こういった書類に関しても、従来の運用を続ける限り、事業者が個人番号を取り扱うことが不可避となりますので、事前に洗い出しておくことが必要です。

正社員だけでなく、契約社員や短期アルバイトであっても、事業者が個人番号の記載が必要となる書類を取り扱っている限り、個人番号を記載することが必要になりますので、個人番号の提供を受け忘れることのないよう、留意が必要です。

（2）業務フローの策定・確認

すでに触れたとおり、事業者は、従業員等の個人番号を取得した際の本人確認や、当該個人番号の保管・利用に関する安全管理を行うことが求められています。その前提として、（1）で述べたような書類に関して、誰がどのようにして書類を準備し、どのようにして点検し、どのようにして提出しているかを整理しておくことが有益です。

また、マイナンバー法及びガイドラインによる厳格な規制に適合するよう、本人確認の方法や安全管理措置の整備と併せて、番号の取り違えや情報漏えいの危険性の少ない業務フローを策定する必要があります。

4 本人確認を行う体制の整備

（1）担当部署の明確化と教育

マイナンバー法では、事業者が従業員等の個人番号を取得する際に、本人確認を行うことが求められています。平成 27 年 10 月以降各国民に送付される「通知カード」、平成 28 年 1 月以降に各国民が申請により取得できる「個人番号カード」、個人番号が記載された住民票などが本人確認書類となりますが、具体的にどのような場面でどのような書類が必要かは、マイナンバー法の施行令及び施行規則で細かく定められています。また、本人が個人番号の提供を行うのか、代理人が個人番号の提供を行う（例えば、従業員がその扶養親族の代理人として、扶養親族の個人番号を提供する）のか、あるいは、対面によるのか書面の送付によるのかによっても、本人確認に必要なプロセスは異なってきます。事業者としては、3（2）の業務フローと照らし合わせながら、本人確認としてどのようなプロセスが必要であるかを整理しておく必要があります。

マイナンバー法上、事業者内部で本人確認を誰が行うかについての制限はありませんが、本人確認を遺漏なく円滑に行うため、担当者や担当部署を決め、マニュアルを準備するなどして、担当者や担当部署に対する事前の教育を十分に行うことが望ましいと言えます。

© Anderson Mori & Tomotsune

(2)本人確認システムの整備

個人番号は、例えば、社内のイントラネット上で入力を行うなど、電子的な方法によって提供することも可能とされています。この方法は、従業員が多数に上る事業者や、遠隔地の支店の従業員の個人番号を本社で一括管理する事業者などにとって、有効な方法です。

この場合にも、本人確認が必要となりますので、イントラネット上で本人確認書類を合わせてアップロードさせる画面を用意するなど、システムの構築が必要となります。

5 安全管理措置

特定個人情報を取り扱う事業者は、「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置」を講じなければならないこととされ、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」において、事業者が講ずべき措置が具体的に定められています。

なお、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に当たる事業者は、同法により「個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」を講ずることを求められており(個人情報保護法20条)、所管官庁のガイドラインにおいてその内容が具体化されています。この措置をすでに講じている事業者は、全く別の措置を講じる必要はなく、マイナンバー法及びガイドラインの要請にも適合するよう、現在講じている措置を改良することになります。

(1)基本方針と取扱規程等の策定

事業者は、個人番号を含む個人情報(「特定個人情報」)の適正な取り扱いのため、基本方針を策定することが求められます。

また、業務のフローや取扱担当者を明確にし、後述する種々の安全管理措置の内容を盛り込んだ取扱規程等を策定することが求められています。

(2)組織体制の整備(人的側面)

ア 担当者・担当部署の明確化

事業者は、個人番号を取り扱う事務に関する組織体制を整備することが求められます。具体的には、事務を現実に取り扱う担当者や担当部署を明確にすること、複数の部署が関わる場合の事務分担を明確にすること、情報漏えいが起きた場合の報告・調査のための体制を整備することなどが含まれます。

また、個人番号の提供を受け付ける部署と個人番号の管理を行う部署が異なる場合、受け付け担当部署が本人確認等のために個人番号を見ることに問題はありませんが、必要以上の保管を行ったとの誹りを受けないよう、速やかに管理担当部署に引き継ぎ、手元に個人番号を残さないようにすることが必要です。

イ 担当者の監督・教育

事業者は、担当者に対して特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底し、定期的な研修等の教育を十分に行うとともに、担当者を監督する体制の整備を行うことが求められます。また、就業規則等に、特定個人情報に関する厳格な秘密保持条項を盛り込むなど、情報漏えい等を防止するための措置も必要とされます。

(3)特定個人情報を取り扱う区域の管理(物的側面)

事業者は、特定個人情報の漏えいを防止するため、特定個人情報ファイル(個人番号を含む個人情報をデータベース化したものを言います。)を取り扱う区域を設定し、ICカードによる入退出管理をするなど、物理的な安全措置を講ずることが求められています。

© Anderson Mori & Tomotsune

また、個人番号を取り扱う事務を行う場所についても、パーティションで区切り、簡単にのぞき見ができないようにする、個人番号が記載された書類を施錠できるロッカーに保管するなど、情報の漏えいや紛失・盗難を防止するための措置が求められます。

(4)アクセス管理とログの保存(技術的側面)

ア　アクセス権限の管理と不正アクセスの防止

従業員等から取得した個人番号は、ほとんどの場合氏名や配属の情報とともにデータベース(特定個人情報ファイル)化して管理することになると考えられ、その中でも、電子的なデータベースの形にする場合がほとんどと思われます。事業者は、特定個人情報ファイルへのアクセス権を限定し、ID及びパスワードによる認証システムを設けるとともに、外部からの不正アクセスを防止するのに十分なファイアーウォールを設定するなど、技術的な安全を確保するための措置を採る必要があります。

イ　データベース管理と利用状況の記録

事業者は、特定個人情報ファイルの取扱部署やアクセス権者を記載した台帳を用意したり、特定個人情報ファイルのアクセス状況・利用状況のログを残すなど、特定個人情報ファイル自体の管理と、その利用状況の管理のための措置が必要とされます。

ウ　データの削除

事業者は、マイナンバー法において認められた事務を処理する目的でのみ個人番号を収集することが可能とされており、事務が終了した場合(法令で保存期限が定められているものについては、その保存期限が経過した場合)は、速やかに情報を削除しなければなりません。紙媒体の場合は焼却等の方法によることになりますが、データベースの一部のデータを削除する場合には、容易に復元できないよう、ファイル削除ソフトを使うなどの方法を採ることが求められます。

(5)金融分野における事業者

金融分野における事業者については、「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」において、上述したものより厳格な措置が求められていますので、留意が必要です。

6. 個人情報保護法への対応

個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」は、個人情報を取得する際に、個人情報の利用目的を特定し、明示することが求められています。個人番号も個人情報に該当するため、個人番号の取得の際にも、「源泉徴収票の作成事務」などといった形で利用目的を特定し、イントラネットでの公表、目的を記載した書類の提示、就業規則への記載などの方法で明示することが求められます。

7. その他の留意点ー意図しない個人番号の取得・保管・提供の防止

平成28年1月以降申請により発行される「個人番号カード」は、写真入り身分証明書として使われることが想定されます。身分証明書のコピーを保存することは一般に行われていますが、個人番号カードに関しては、個人番号が記載された裏面のコピーを不用意に取らないよう、注意が必要です。また、住民票の写しにも、申請により個人番号を入れることが可能になりますので、マイナンバー法と関係なく、単なる身分確認のために住民票の写しを利用する場合、個人番号の入ったものを不用意に受け取らないよう注意が必要です。

また、ローン審査のためとして従業員から源泉徴収票の再発行を求められた場合など、マイナンバー法で認められた事務とは関係なく従業員に書類を交付する場合には、個人番号入りのものを交付してはならず、マスキングなどの措置が必要になります。

© Anderson Mori & Tomotsune

8. 結び

マイナンバー法とそのガイドラインは、民間の事業者に種々の措置を採ることを求めており、ガイドラインに沿った体制の整備ができなかった場合、違法との評価を受けるリスクがあります。

民間の事業者は、個人番号の通知が始まる平成 27 年 10 月、あるいは遅くとも平成 27 年末までには、マイナンバー制度の運用の開始に備えて、マイナンバー法の規制に対応できる社内体制を整備することが求められています。一般的なスケジュールを参考までに下記掲げました。

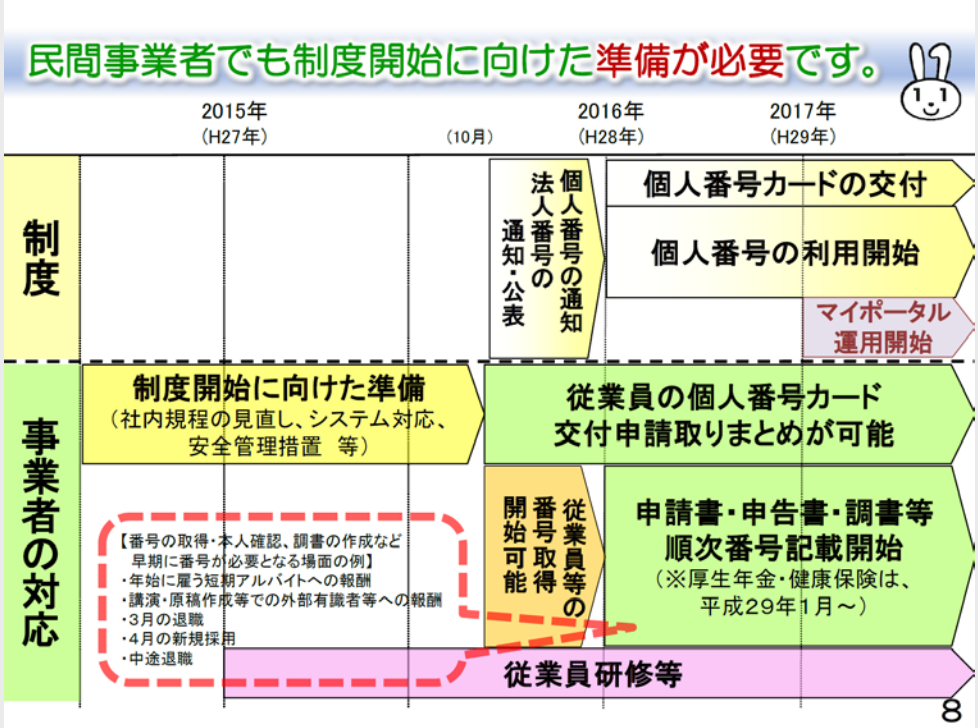

[出典]内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省「マイナンバー 社会保障・税番号制度 民間事業者の対応 平成 27 年 2 月版」より抜粋
(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)

文責 弁護士 沢崎敦一
弁護士 中崎 尚
弁護士 村上 遼

(以上)

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の沢崎　敦一（nobuhito.sawasaki@amt-law.com）または中崎　尚（takashi.nakazaki@amt-law.com）までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

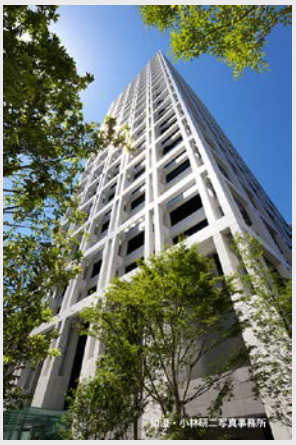

CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー

Tel:　03-6888-1000（代表）

Email:　inquiry@amt-law.com

URL:　http://www.amt-law.com/

© Anderson Mori & Tomotsune